

健康増進法と給食施設開始届

佐世保市健康づくり課 管理栄養士

健康増進法とは…

- 平成14年（2002年）に制定。
- 国民の健康増進のための施策を定めた法律。

健康増進法の中の特定給食施設に関する項目

- 第20条 特定給食施設の届出
- 第21条 特定給食施設における栄養管理
- 第22条 指導及び助言
- 第23条 勧告及び命令
- 第24条 立入検査等

届出が必要な施設

- ①健康増進法第20条の規定により
特定かつ多数の者に対して、継続的に
1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設
(= 特定給食施設)
- ②佐世保市健康増進法施行細則第8条の規定により
特定かつ多数の者に対して、継続的に
1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する施設であって、
特定給食施設でない施設
(= その他の給食施設)

栄養管理報告書の提出

- 第24条第1項の規定に基づき、佐世保市健康増進法施行細則第7条で規定されている。
- 毎年6月に特定給食施設の状況に関し、報告をする。
(6月1日～6月30日までの状況報告のため、提出は7月)
- 給食施設の状況把握や巡回指導時の資料として活用

給食施設巡回指導の実施

- 第24条の規定に基づき実施。
- 栄養指導員（健康づくり課管理栄養士）による関係書類の確認、厨房内の確認。
- 後日、給食施設宛てに「給食施設調査指導票」にて結果の通知を行う。
- 施設側は指摘事項について改善に努める。

各種研修会の案内

• 調理従事者等研修会

※対象は健康づくり課から案内が送付された
施設の職員のみ。

給食施設開始届について

①健康増進法第20条の規定により

特定かつ多数の者に対して、継続的に

1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設（＝特定給食施設）

②佐世保市健康増進法施行細則第8条の規定により

特定かつ多数の者に対して、継続的に

1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する施設であって、特定給食施設でない施設
（＝その他の給食施設）



- 届出の名称： **給食施設開始届**
- 事業の開始の日から1か月以内に提出する。

※給食施設開始届の様式、その他各種様式は市HPでも公開しています。

給食施設開始届の必要事項

・健康増進法施行規則 第6条1～6により規定

1. 給食施設の名称
2. 給食施設の所在地及び電話番号
3. 給食施設の種類
4. 給食の開始日または開始予定日
5. 1日又は各食ごとの給食対象数(予定給食数)
6. 管理栄養士及び栄養士の員数

届出の内容に変更が生じた場合

- 届出の名称：**給食施設変更届**

休止もしくは廃止または再開の場合

- 届出の名称：**給食施設（休止・廃止・再開）届**
- 定員の変更があり、基準を満たさなくなった場合は廃止として届出をする。

各種様式は市役所ホームページでダウンロードできます。

佐世保市 給食施設

検索



e-Gov[イーガブ] 内で

健康増進法

検索



健康増進法もインターネットでダウンロード可能です。